

さつまいも適品種選定要領

1 目的

本県のさつまいもは、用途の多様化に対処し、多くの品種が開発され、用途ごとにさつまいも生産が行われている。このため、農作物奨励品種選定要領に基づく奨励品種に加え、新しい用途に即し、本県に適するさつまいもの品種（以下「適品種」という。）を選定し、さつまいも生産と農家経営の安定向上を図る。

2 適品種の選定

(1) 適品種の考え方

特徴ある品種特性を有するが、用途が限定され普及見込面積が小さい等、奨励品種としての条件を満たさない品種で、運用方法次第では、本県農業、関連企業、農家の発展に寄与する可能性のある品種を適品種の対象とする。

(2) 選定方法

適品種の選定に当たっては、農業開発総合センター及び現地の試験成績などに基づき、次の事項に配慮して検討する。

ア 収量、品質その他の栽培上、又は、生産物の利用上の重要な特性を有し、用途及び適応地域が著しく限定されること。

イ 契約栽培等で、ある程度の普及面積が確保されること。

3 さつまいも適品種選定協議会の開催

(1) 適品種を選定するため、さつまいも適品種選定協議会（以下「選定協議会」という。）を置く。

(2) 選定協議会は、次の機関の関係者をもって、構成する。

ア 県農産園芸課

イ 県農業開発総合センター

ウ 県経済農業協同組合連合会

エ その他、県農産園芸課長が特に必要と認める者

(3) 選定協議会の会長は、農産園芸課長をもってあてる。

4 公表

適品種として選定された品種は、速やかに農作物奨励品種選定審査会事務局に報告するとともに、品種名、その適応地域、特性等を公表する。

5 事務局

選定協議会事務局は、県農産園芸課に置く。

6 その他

この要領に定めのない事項は、会長が別に定める。

この要領は平成6年3月25日から適用する。

一部改正 平成31年3月20日